

災害により被災した被保険者等に係る一部負担金等の取扱いについて

このたび平成 28 年 4 月 14 日からの熊本県熊本市地方の地震により、被害を受けられた事業所及び被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。当健保組合では被災状況等にかんがみ、被災者世帯の健康保険被保険者および被扶養者に係る一部負担金等に係る取扱いについて、必要に応じて下記のとおり対応いたします。該当される場合は、下記までご連絡ください。

【内容】

- ・ 医療機関等窓口における一部負担金の徴収免除
- ・ 任意継続保険料の納付猶予

・ 被保険者証の再交付

被保険者証を紛失・消失された方へ再交付を行っておりますので、できるだけ早く再交付の手続きをされるようお願いいたします。

なお、被保険者証の紛失等により医療機関等に被保険者証を提示できない場合は、次の事項を申し出ることによって保険診療を受けられます。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 勤務する事業所名

【ご連絡先】

大王製紙健康保険組合 総務課 TEL : 0896-24-5055